検体等の提供及び積極的疫学調査のお願い

茨城県ひたちなか保健所長

茨城県では、感染症患者が発生した際には「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下、「感染症法」という。)に基づき、感染症の発生の状況、動向及び原因等を明らかにする積極的疫学調査を行い、感染症対策を講じております。

この対策の一環として、保健所や衛生研究所では、感染症の原因となる病原体の検査や感染症感染経路の特定のために検体から検出された病原体(細菌及びウイルス)の詳細な検査(分子疫学解析)を実施しております。(本県衛生研究所で実施不可能な検査は、国立感染症研究所等で実施しております。)

このため皆様方には、この業務の意義と重要性をご理解いただき、これらの病原体等検査の ための「検体」及び当該検体から検出された「病原体」の提供をお願いしております。

下記の事項をご理解いただき、ご同意をいただける方は、承諾書にご記入願います。

- ① ご提供いただいた「検体」及び当該検体から検出された「病原体」は、感染症法に基づく 検査に使用します。
- ② 検査結果は、集計・解析されたのちに、感染症の発生状況の把握や感染症対策及び公衆衛生に役立てるための研究等に利用されますが、検体等をご提供いただいた個人が特定されることのないようにするとともに、個人情報は固く守ります。

那珂キッズクリニック小児科の建物とは別の場所で、ドライブスルー方式で検査を行います。検査を希望される方は、決してクリニックの建物や敷地に入ってはいけません。まずはクリニックへお電話をください(029-212-5630)。お電話で詳しくお話を伺います。検査が必要と判断されましたら、折り返しお電話で受診方法をご説明いたします。

切り取り線

検体等の提出に関する承諾書

1)	検体の提供及び病原体等の検査の実施				
2)	検体から検出された病原体等の提供及び分子疫学解析の実施				
3)	診断・治療等に関する情報の提供				
4)	感染症対策等に役立てるための研究への使用				
について十分な説明を受けましたので、これを承諾します。					
		令和	年	月	

茨城県ひたちなか保健所長 殿

(未成年者の場合は保護者署名)

Н